

事務連絡

平成2年4月3日

各市町村障害福祉担当課長 様

埼玉県福祉部障害者支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る県内の入所施設及びグループホーム
の臨時的な取扱いについて（通知）

標記の件について、厚生労働省に下記のとおり確認したのでお知らせします。

記

○ 確認内容

Q 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第2報）」によると、都道府県等から休業の要請を受け
て休業している場合や職員や利用者に感染するおそれがある場合等において、利
用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った
と市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供
できるものとして、報酬の対象とすることが可能とされている。

入所施設やグループホームについても、この通知に基づき、一時帰宅した利用
者にできる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には、報酬の対象とするこ
とは可能か。

国：お見込みのとおり。

施設支援担当 渡辺、内藤

電話 048-830-3314